

企画競争説明書

業務名称： フィジー国防災主流化促進プロジェクト

案件番号： 19a00684

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年12月4日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年12月4日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称： フィジー国防災の主流化促進プロジェクト
- (2) 業務内容： 「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
 - () 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - (○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）： 2020年2月 ～ 2024年3月
以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」も参照してください。
 - 第1期：2020年2月 ～ 2022年10月
 - 第2期：2022年11月 ～ 2024年3月なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構 調達部

【契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jic.go.jp】

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和元・1・23年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務

の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(例：特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年12月11日12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年12月16日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年12月27日12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りません。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 6部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
第3章 6. (2) ③簡易なハザード評価を実施する上で必要となる地形や衛星画像データ等情報で現地にてカウンターパートによる入手が難しいものや一般に出回っていないもので、フィジー国外で入手できるものに係る経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
なし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) FJD 1 = 50.34840 円
 - b) US\$ 1 = 109.4850 円
 - c) EUR 1 = 120.5220 円
- 5) その他留意事項
なし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／防災行政（2号）

- b) 地方防災計画（3号）
- c) 災害リスク評価（3号）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 38M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封

し、価格評価を加味。

- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年1月24日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目

的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があ

った場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：防災行政及び防災計画に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／防災行政

➤ 地方防災計画

➤ 災害リスク評価

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者/防災行政）】

a) 類似業務経験の分野：防災行政に関する業務

b) 対象国又は同類似地域：フィジー国及びその他全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 地方防災計画】

- a) 類似業務経験の分野：防災計画に関する業務
 - b) 対象国又は同類似地域：フィジー国及びその他全途上国
 - c) 語学能力：英語
- 【業務従事者：担当分野 災害リスク評価】
- a) 類似業務経験の分野：災害リスク評価に関する業務
 - b) 対象国又は同類似地域：全世界
 - c) 語学能力：なし

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／防災行政	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者	()	(8)
ア) 類似業務の経験		3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		1.00
エ) 業務主任者等としての経験		2.00
オ) その他学位、資格等		1.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力：地域防災計画	(12)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：災害リスク評価	(12)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	0.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

別添

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 2020年1月9日（木） 11:00～12:30
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所： 当機構本部（麹町） 208会議室
3. 実施方法：
 - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - (3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

第3 特記仕様書案

1 プロジェクトの背景

フィジーは、サイクロンや前線に伴う洪水が毎年のように発生している。2016年にはフィジー史上最大のサイクロン・ウィンストンが来襲し、死者44名、経済被害額1,990百万フィジードル（出典：Post-Disaster Needs Assessment。1フィジードル＝約50円）の深刻な被害をもたらした。また、環太平洋造山帯に位置する地理的特性から周辺海域で頻繁に地震が発生しており、津波の発生リスクも有している。これらのハザードに加え、島嶼国共通の「狭小性」「隔絶性」「遠隔性」といった脆弱性が災害リスクを増大させており、フィジーは国連大学が公表した「世界リスク指標（World Risk Index）2018年度版」で世界171カ国中10位に順位付けされていることから、同国において防災は持続可能な開発を促進する上で喫緊の課題である。

フィジーでは、1995年に策定された国家災害管理計画（National Disaster Management Plan）及び1998年に制定された自然災害管理法（Natural Disaster Management Act）に基づき、国家災害管理局（National Disaster Management Office。以下「NDMO」という。）が同国の中央防災機関として、防災計画の策定及びモニタリングや関係省庁との調整等を所掌している。災害対応についてはこれまでの災害経験を踏まえ、中央レベルから地方レベルまでが連携して対応する体制を構築しており一定の能力を有している。また、2015年3月に第三回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組2015-2030（以下「仙台防災枠組」という。）をはじめとした国際枠組に基づいた「フィジー国家防災政策2018-2030（National Disaster Risk Reduction Policy 2018-2030。以下「国家防災政策」という。2019年8月末に閣議承認済み。）」を策定するなど、防災の主流化や事前防災投資の促進に向けた取り組みが始められている。しかしながら、災害リスク削減を実行する具体的な事業の実施を進めていくために国及び地方レベルでの計画策定や防災事業実施のための体制が不十分である、ハザード評価が十分に実施されていない等、解決すべき課題は未だ多い。

かかる状況から、NDMOに対する能力強化を実施する「防災の主流化促進プロジェクト（以下、「本プロジェクト」）」の要請を先方政府より受けた。JICAは、2019年5月から6月にかけて詳細計画策定調査を実施し、その結果をもとにNDMOとその所管省庁であるインフラ・運輸・国家災害管理・気象サービス省及びNDMOとの間で、本プロジェクトの詳細を記載したRecord of Discussions（以下「R/D」という。）を2019年10月9日に締結した。

2 プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

防災の主流化促進プロジェクト

（2）上位目標

国家災害管理局の調整の下、国家防災政策ロードマップ※に記載された防災活動が実施されている。

※ 本プロジェクトの活動3-2で策定を支援する国家防災政策における優先事業の一定期間毎の予算配分を含む実施計画

（3）プロジェクト目標

国際、地域及び国家枠組に基づいた国家災害管理局の防災活動の実施及び促進体制が整備される。

(4) 期待される成果

- 成果1 技術官庁と連携した科学的根拠に基づいたハザード評価能力が強化される。
- 成果2 実践的な地方防災計画策定に係る体制が整備される。
- 成果3 国家レベルにおける気候変動を考慮した事前防災投資促進のための体制が強化される。

(5) 活動の概要

- 1-1 関係機関の所掌や役割を含むフィジーにおけるハザード評価の現状に関する調査を実施し、課題を特定する。
- 1-2 フィジーの現状を踏まえたハザード評価のための手法を検討する。
- 1-3 パイロット地域において対象災害種に関するハザード評価を実施する。
- 1-4 ハザード評価に関するガイドライン及び全国展開計画を策定する。

- 2-1 フィジーの現状を踏まえた地方防災計画のあり方、策定方法及び普及体制を検討する。
- 2-2 実践的な策定プロセスを用いてパイロット地域にて地方防災計画を策定する。
- 2-3 パイロット地域で策定した地方防災計画における優先事業の実施に係る技術的支援を実施する。
- 2-4 パイロット活動の結果や教訓に基づき、地方防災計画策定ガイドラインを策定する。
- 2-5 地方防災計画の策定・実施・改訂を全国展開するための実施計画及びモニタリング評価手順を策定する。

- 3-1 国家レベルにおける防災事業の計画、実施、モニタリング及び改訂に係る体制や能力に関する調査を実施し、課題を特定する。
- 3-2 防災及び気候変動に関連する国家計画・政策等を踏まえた、防災事業実施のための実践的なロードマップを作成する。
- 3-3 防災事業の計画、実施、モニタリング及び改訂のための仕組みを構築する。
- 3-4 上記活動を実施するための関連機関協議を中央防災委員会下で実施する。
- 3-5 関連機関による活動への防災主流化を支援する。
- 3-6 防災白書の発刊体制を整備する。

(6) 対象地域

NDMO 本局（スバ）、パイロットサイト（中央・西部地域の2-3市・町）

(7) 関係官庁・機関

① カウンターパート機関

(和) インフラ・運輸・国家災害管理・気象サービス省 国家災害管理局

(英) Ministry of Infrastructure, Transport, Disaster Management and Meteorological Services, National Disaster Management Office (NDMO)

② その他の実施機関

経済省、地方行政省、農業・村落離島開発省、フィジー気象局、土地・鉱物資源省、治水・環境省、パイロット市／町等

(8) プロジェクト期間

2020年2月～2024年3月を予定（計50か月）

※現地活動期間は2020年3月から2024年2月までの48か月間を想定

3 業務の目的

「防災の主流化促進プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4 業務の範囲

本業務は、JICAとNDMOとの間で2019年10月9日に締結したR/Dに基づいて実施される「防災の主流化促進プロジェクト」の枠内で、「3 業務の目的」を達成するため、「5 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す文書等を作成するものである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗把握及び成果の発現を促進し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。

5 実施方針及び留意事項

(1) 国際、地域枠組及び国家政策の達成への貢献

本プロジェクトの枠組は、持続可能な開発、防災及び気候変動に関する国際及び大洋州地域における枠組、そしてそれらに基づくフィジーの国家政策や計画に準じており、それらの達成促進に寄与するものである。特に、仙台防災枠組のグローバル・ターゲット(e)（2020年までに国家及び地方防災戦略を有する国数を増加させる）のうち、地方防災戦略（計画）は多くの国で策定が進んでおらず、達成の促進が国際的な課題となっており、フィジーも同様の状況であることから、本プロジェクトは同ターゲットの達成に貢献するものであることをNDMOとの間で確認している。よって、コンサルタントはこれらの関連枠組及び政策等の内容や動向について十分に理解し、業務計画やワークプランがそれらに沿った内容にするとともに、活動を実施する際も常に留意すること。

(2) フィジー側の自律的な体制の構築

本プロジェクトは中央防災機関であるNDMOを中心に、各防災関係機関が連携して国家及び地方における防災計画の策定、実施、モニタリングに係る体制を構築し、自律的に持続、展開する能力を強化するものである。そのため、以下の点に留意し、プロジェクト活動を実施することとする。

- ① NDMOが必要な機関を巻き込んで体制構築を図れるよう、コンサルタントはプロジェクト期間を通じて積極的にNDMO及び関係する機関に対して働きかけを行う。
- ② 事業終了後の自立発展性を確保するためには、NDMOのオーナーシップと予算を所掌する経済省（Ministry of Economy）の積極的な関与が特に重要となることから、コンサルタントはNDMOのオーナーシップを尊重しながらNDMOとの共同作業を通じて必要な能力を向上させるとともに、経済省を活動に巻き込むことで関与を引き出して具体的な防災事業に対する予算措置が促進されるように十分意識・工夫する。
- ③ プロジェクト期間の前半は投入を集中的に行い、カウンターパートとの協働を通じて体制を構築する期間とし、後半は持続性確保のため技術的な助言を中心に、

前半に構築した体制を踏まえた実施機関の活動を側面支援する期間とする。

(3) 既存及びプロジェクト期間中に実施が想定される協力成果の活用

JICA はこれまでフィジー及び大洋州地域における防災関連の協力の実施を通じて NDMO を含む関係機関の能力向上を支援してきており、今後も防災分野における協力（災害復旧スタンバイ借款やナンディ川洪水対策等）の実施が想定されている。本プロジェクトではこれらを含む、JICA がこれまで実施した防災関連の案件及びプロジェクト期間中に実施されている案件の知見や人的資源・関係を十分に活用して活動を実施することとする。特に、「大洋州広域防災アドバイザー（2016年10月-2018年10月）」が策定を支援した国家防災政策は、フィジーにおける最新の防災政策として2019年9月に閣議承認されており、本プロジェクトの成果の一つはこれの具体的な実施方法の検討と、それに係る体制や能力強化を含めている。そのため、同政策の実現を含む既存案件の成果の活用について、具体的な案がある場合には、プロポーザルにて提案すること。

(4) 事前防災投資の拡大を含む防災の主流化の促進

本プロジェクトは、仙台防災枠組における、特に優先行動2（災害リスクを管理する災害リスク・ガバナンスの強化）と優先行動3（強靱性のための災害リスク削減への投資）の実施促進に資することを先方政府と確認している。多くの開発途上国と同様、フィジーにおいても事前防災投資がまだ十分に実施されておらず、災害マネジメントサイクル（抑止・減災、事前準備、応急対応、復旧・復興）における抑止・減災に係る対策の実施が災害リスクや被害軽減の上で最も重要となる。そのためには政府が防災を政策の優先課題と位置づけ、あらゆる開発政策や計画、事業に防災の視点を導入することが必要であり、この一連の取り組みを JICA は「防災の主流化」と定義している。

本プロジェクトでは上記の考え方を踏まえ、防災の主流化のうち特に事前防災投資の拡大を目指し、成果2や3において防災事業を検討する際には、前述の方針とフィジーの現状を踏まえ、災害リスク削減に寄与する最適な対策を提案するとともに、関連する計画に対して防災の視点が導入されるよう留意すること。

(5) 地方防災計画の策定に係る手法の活用

JICA は、2020年を目標年とする仙台防災枠組のグローバル・ターゲット(e)のうち地方防災計画の策定を効果的かつ実践的に促進するため、「8ステップー地方防災計画の策定に係る実践手法（配布資料）」を取りまとめた。本プロジェクトのパイロット市・町における地方防災計画の策定及びガイドラインの策定（成果2）の実施にあたっては、フィジーの文脈を考慮しつつ同手法を活用すること。また、本プロジェクトの実施結果を踏まえ、本手法について改訂すべき内容がある場合には JICA にフィードバックすること。

(6) パイロット地域の設定

本プロジェクトでは、成果1及び2においてパイロット地方自治体を対象とした活動を含めており、プロジェクト開始後に実施予定のベースライン調査の結果を基に中央地域（Central Division）又は西部地域（Western Division）から2-3市（city）・町（town）を選定する。なお、フィジーの地方行政ラインは、農業・村落離島開発省（Ministry of Rural and Maritime Development）所管の Division - Province - District - Village ラインと地方行政省（Ministry of Local Government）所管の市町（人口2万

人以上の行政区)の2つがあり、防災法上に明記されているのは前者のみであるが、本プロジェクトにおいては市町単位を地方防災計画の策定主体にすることを先方政府と合意している。また、当該地域選定については全ての市町のアクセス及び人口規模を踏まえ、先方政府と合意している。

パイロット事業は実施した成果そのものが目的ではなく、活動を通じて、他地域への普及や全国展開について貴重な経験・教訓を抽出して、それを仕組みとして確立していくことが重要となる。フィジーの市・町は地理的・経済的・社会的な差があるため、他地域への展開に係る有益な教訓を得るためには、パイロット市・町の選定は重要となる。よって、パイロット地方自治体選定の基準案の検討においては他地域への展開を行うことを意識し、十分な知見・教訓が得られる基準とすること。また、選定基準や方法、結果についてフィジー側と上記の共通認識を得て進めるよう留意すること。

なお、パイロット市・町の選定の基準案をプロポーザルにて提案すること。

(7) プロジェクト実施体制

① プロジェクト実施体制

本プロジェクトの主たるカウンターパート機関は、NDMO である。本プロジェクトの実施体制は、防災の所管省（現在はインフラ、運輸、国家防災、気象サービス省）次官をプロジェクトダイレクター、NDMO 局長をプロジェクトマネージャー、その下に成果ごとのワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置し、WG リーダーに NDMO 職員が就き、最低 2 名の NDMO 職員をカウンターパートとしてアサインすることとする。また、各 WG には成果に関連する下記を実施機関として実施体制に含める。

- (ア) 成果 1 (ハザード評価) : フィジー気象局、土地・鉱物資源省、河川・環境省
- (イ) 成果 2 (地方防災計画) : 地方行政省、パイロット市・町
- (ウ) 成果 3 (国家防災事業推進) : 経済省、農業・村落離島開発省、減災・抑止委員会 (国家災害管理委員会下の分科委員会)

② 所管省庁やカウンターパートの変更

フィジーでは省庁再編が頻繁に行われており、この数年間でも NDMO の所管省庁が 2 回変更されていることから、プロジェクト実施期間中に NDMO の所管省庁が変更となる可能性がある。また、NDMO の離職や異動が多く、カウンターパートが変更となることが懸念される。これらの要因によって事業の進捗や持続性に影響を与える可能性があることから、コンサルタントは、プロジェクト期間を通じてフィジー政府の動向について情報収集を行うとともに、プロジェクトの実施体制に変更が生じた場合も出来る限り影響を抑え、円滑にプロジェクト活動が継続できるよう留意する。また、持続性確保の観点から能力強化や体制構築の過程や結果をガイドラインやマニュアル等の文書として整理し、政府や機関内で承認を得るなどし、暗黙知ではなく形式知としてプロジェクト成果を残せる工夫を行うこと。

③ 長期専門家及び対フィジー JICA 防災分野関係者との連携

本プロジェクト期間中には別途、JICA の技術協力の枠組みで長期専門家「大洋州総合防災アドバイザー」が派遣される予定である。同専門家はフィジー NDMO 及び太平洋共同体 (Pacific Community。SPC) という。) に所属し、本プロジェクトに含まれない NDMO の取り組みに対する助言及び SPC を通じた大洋州域内の気候変動適

応を含む防災に関する取り組みの促進や展開を業務とする予定である。そのため、コンサルタントは長期専門家と適宜情報を共有しながら、活動すること。

また、JICA 及びその他日本の関係機関がフィジーに対して防災関連の協力を実施していることから、日本からの防災協力として一貫性を持って実施する必要がある点に留意すること。このため関係者と日常的な情報交換を行い、月報等を通じて結果を JICA に報告すること。

(8) プロジェクトの事業管理・評価・モニタリング

① プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力においては、事業の進捗そのものが新たな価値創造のプロセスである。そのため、コンサルタントは事業成果の発現に向け、先方実施機関及び JICA と協同で創意工夫し、事業進捗の促進に向けた取組を行うことが基本となる。よって、これらのプロセスの中からプロジェクトの促進及び阻害に係る要因を特定し、これらを教訓として関係者へ共有するとともに、活動へ反映すること。

また、フィジーではサイクロンや大雨による洪水等の災害が発生すると、NDMO が応急対応に従事し、プロジェクト活動が予定どおり実施できない可能性がある。このような災害発生時には、災害対応を優先させつつ、柔軟に計画変更を行うとともに、防災機関による災害対応、関係機関との調整、地方及びコミュニティレベルにおける実際の行動を検証し、教訓を得て、フィジーにおける防災上の課題を明確にする機会として活用し、プロジェクト活動に反映させる。

コンサルタントは、プロジェクトの方向性について適宜 JICA に提言を行うこと。JICA はこれら提言を検討し、先方実施機関との間で合意文書の変更やそれに伴うコンサルタントとの契約変更等、必要な対応をとることとする。

② Monitoring Sheet の作成・活用

本プロジェクトでは、本業務実施契約で派遣される JICA 専門家チーム及びカウンターパートによる定期モニタリングを実施する。定期モニタリングに際しては、所定の Monitoring Sheet 様式を用いて、派遣前の事前打ち合わせにて Ver. 1 を JICA と確認し、その後の第一回合同調整委員会（Joint Coordination Committee。以下「JCC」という。）においてカウンターパートと協議を行い、合意する。

案件開始後は、6 か月ごとの定期的なモニタリング（PDM 達成状況、PO 進捗、実施上の課題の確認、等）をカウンターパートと合同で行い、JICA フィジー事務所に提出すること。Monitoring Sheet に定められる項目には活動報告のみならず、成果の発現状況（上位目標の達成見込みを含む）解決すべき実施上の課題、懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正負の影響を及ぼす外部要素、他ドナーの防災関連事業の進捗状況を含むこと。

③ JCC への協力

本プロジェクトでは、活動スケジュール、投入スケジュール、カウンターパートの配置等、基本計画の詳細について協議する JCC を少なくとも年 1 回実施することが R/D 本文に記載されている。コンサルタントは JCC の開催に際し、基礎資料として既の実施した業務に関連して作成した資料等を整理し、カウンターパートや JICA へ提供するとともに、カウンターパートによる準備が円滑になされるよう状況の確認及び支援を行うこととする。

なお、JCC は日本・フィジー双方のプロジェクト関係者との進捗及び今後の計画について協議する場であることから、上記 Monitoring Sheet を JCC の基本文書として

活用すること。

④ 日常的モニタリングへの協力

事業実施中の日常的な進捗確認は、コンサルタントがフィジー側関係者と一緒に議論する。プロジェクト進捗に支障をきたす事案が発生した場合は、速やかに JICA へ報告・相談を行うこと。

JICA は、以下の場合において適宜運営指導調査を実施する予定である。

- (ア) プロジェクト開始時、開始後 24 ヶ月頃及び終了時
- (イ) プロジェクトの計画の見直しが必要な場合
- (ウ) 実施運営上の問題が発生している場合

調査の実施に際し、コンサルタントは、その基礎資料としてすでに実施した業務において作成した資料などを整理、提供するとともに、現地調査において協議の調整や同席等、調査団へのサポートを行うものとする。

(9) 国際・地域会議等における成果発信

本プロジェクトは、仙台防災枠組の各グローバル・ターゲットの達成及び各優先行動の推進に貢献するものと位置付けられており、我が国プロジェクトの成果を発信できる機会において、より効果的に発信できるように、コンサルタントは JICA、NDMO と相談すること。また、仙台防災枠組のフォローアッププロセスの一環として防災グローバルプラットフォーム及び地域防災プラットフォームと呼ばれる国際会議を通じたモニタリングが1年毎交互に開催されることから、これら機会をマイルストーンの1つとして設定し、プロジェクトの進捗管理及び成果発信を行っていくこと。

本プロジェクト実施期間中には、2021年と2023年に防災グローバルプラットフォーム、2020年6月（オーストラリア、ブリスベン）と2022年にアジア大洋州地域における防災プラットフォームがそれぞれ開催される予定であることから、これらを含む国際会議を活用してフィジー側カウンターパート及び JICA が本プロジェクトの意義、活動内容、成果を広く周知できるよう、時間に余裕をもって双方と相談するとともに成果発表の際に必要な情報や資料を提供すること。

(10) プロジェクト活動の記録

JICA は独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としていることから、本プロジェクトで実施する研修、ワークショップ等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を進捗報告に係る報告書等に記録し、JICA に報告すること。

また、ジェンダー及び要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の本プロジェクトへの参画及び裨益状況についても特記事項として合わせて記録し、後段の広報を計画する際においても積極的に焦点を当てること。

(11) 広報

本事業の実施にあたっては、本事業の意義、活動内容、成果について、フィジー国と日本国内の各層に広く発信すること。このため、以下の項目を最低限含めつつ、仙台防災枠組の内容、構成を踏まえた効果的な広報計画をプロポーザルで提案すること。同計画においては上記の国際会議等のイベント日程を考慮すること。また、本プロジェクトは SDGs ターゲットへの貢献も含まれるため、これに対する広報計画にも留意する。

① 現地マスメディアへの発信

本事業の開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、事業の内容や成果をフィジー国内に広く認識してもらうため、JICA フィジー事務所と協力し、現地マスメディアに対するプレスリリースの配信や記者向け説明等を行うこと。また、その際は、カウンターパート機関の広報部門と協力し、カウンターパート機関から現地マスメディアへの発信を積極的に行うよう働きかけを行うこと。

② フィジー政府機関や他援助機関・NGO 等への発信

本事業では、実施体制に含まれる機関以外に様々な関係者を広く巻き込むことで防災の主流化が図られ、NDMO の能力向上にも貢献することから、重要なフィジー政府機関、他援助機関・NGO 等が、本事業に関心を持ち、積極的な参加・協力が得られるよう、最も適切な媒体・方法を検討の上、情報発信を行うこと。特に、本プロジェクトが取り組む事業や作成されるガイドライン等は、先方政府の承認を得たのち、他の市・町や他援助機関に採用され、広く普及されることが期待されるため、その実現のための広報を行うこと。

③ JICA ウェブサイトを通じた情報発信

プロジェクト開始時をめぐり、JICA 技術協力プロジェクトホームページ内に本プロジェクトのウェブサイトを開設する予定である。プロジェクト成果の発信を目的に1か月に1回以上 JICA へ進捗を報告すること。また、ODA 見える化サイトに視覚上成果を把握しやすい写真を掲載できるよう、候補となる写真を JICA に対して適時提供すること。

④ 写真、映像（動画）

各種広報媒体や視聴覚資料の作成で使えるよう、活動に関連する写真・映像を撮影し、提出する。撮影に当たっては、本事業の成果を分かりやすく伝えられるよう、事業実施前と実施後が比較できるものや日本側とフィジー側双方がコミュニケーションしているものとなるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は、JICA に帰属するものとする。

（12）他援助機関・国際機関との情報共有・連携

フィジーでは、国連開発計画（UNDP）、国連防災機関（UNDRR）、世界銀行、国際赤十字赤新月社連盟（IFRC）、SPC、アジア開発銀行（ADB）、オーストラリア、ニュージーランド等が防災分野の支援を実施していることから、これら他援助機関の動向を把握し、本プロジェクトがこれら先行事例を活用できるよう、他援助機関と協議、意見交換と十分な調整を行いながら実施すること。

また、JICA は UNDRR と業務協力協定を締結しており、UNDRR が行う仙台防災枠組の推進、フォローアップ、レビューへの支援を行うことが規定されている。上記（9）のとおり、本プロジェクトは仙台防災枠組に貢献することから、本プロジェクトにおけるイベント等の際には UNDRR の本部（在ジュネーブ）、アジア太平洋地域事務所（在バンコク）又は大洋州事務所（在スバ）に時間に余裕をもって案内し、参加を働きかける等、連携について配慮すること。併せて、NDMO がフィジー国内において UNDRR を招へいするイベントを開催する場合は、上記協定に基づき JICA が本プロジェクトの成果を発信できるよう、JICA になるべく前もって情報提供すること。

6 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、コンサルタントは国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。なお、業務開始時にカウンターパートの能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要と判断された場合は業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。

【第1期、第2期に共通する業務内容】

(1) JCC 開催支援と進捗説明

議長である防災担当省次官が JCC を円滑かつ予定どおり開催するため、コンサルタントはカウンターパートが行う R/D に定められた JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認及び支援を行うこと。第1回 JCC についてはプロジェクト開始2か月以内を目処に実施し、そこでプロジェクト期間中の大まかな JCC の開催時期について確認を行い、以後 JCC にて次回分の実施時期を合意すること。JCC においては Monitoring Sheet を活用し、カウンターパートと手分けしてプロジェクトの進捗及び活動計画を説明、合意を得ること。

【第1期：2020年2月～2022年10月（33か月）】

(1) 全体に係る活動

① 業務計画書の作成・協議

コンサルタントは共通仕様書に基づき、業務計画書（和文）を作成し、契約日の10営業日以内に JICA に対して提出し、承諾を得る。

② ワークプランの作成・協議

本プロジェクトにかかる経緯、詳細計画策定結果並びに業務計画書等を踏まえ、プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画を作成し、ワークプラン（案）として取りまとめ、第1回現地派遣までに JICA に説明・協議し、必要に応じて修正する。その後、第1回現地派遣時にフィジー側関係者へ説明を行った後、ベースライン調査（後述③参照）の結果を踏まえて修正したワークプラン（案）及び PDM（パイロット市・町案を含む）を、第1回 JCC にてフィジー側と協議の上、合意する。

③ 事業効果測定のためのベースラインの実施

事業効果を測定することを主目的に、PDM の指標に係るデータを収集するための簡易なベースラインを初回現地派遣後1か月以内を目処に実施する。取りまとめた調査結果は提出する報告書等に記載する。また、ベースライン調査においては、活動1-1、2-1、3-1 に関する現状に係る情報収集と課題分析及びパイロット活動を実施する市・町を決定するために必要な情報収集を実施し、その検討結果を第1回 JCC で報告する。なお、PDM の指標以外に収集すべきデータがある場合はその内容と理由を含めてプロポーザルにて提案すること。また、本業務については現地に経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等がある場合、それらの機関や組織に再委託して実施できることとし、その費用を本見積りに含めること。

④ 本邦研修の実施

2020年度、2021年度、2022年度（2022年10月迄）に各1回ずつ防災行政及び地方防災計画に係る本邦研修を、それぞれ2週間程度で WG メンバー5名程度を対象に実施する。

コンサルタントは、実施にあたって「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月）に記載される「実施業務」を担当することから、実施に係る経費を見積りに含める。実施にあたっては研修・招へいの趣旨を十分理解し、内容及び実施方法について長期専門家、JICA フィジー事務所及びフィジー政府関係者と協議・調整すること。また、研修参加者・招へい者の人選、必要書類の取付等、研修員受入・招へいに関する支援・調整を行うこと。

（2）成果1に関する活動

① フィジーにおけるハザード評価に関する現状及び課題の整理（活動1-1）

フィジーにおけるハザード評価に関する現状について、各機関の役割分担、災害種毎のハザード評価の実施状況、実施済み評価結果の検証、ハザードマップの縮尺、今後のハザード評価実施計画、関係機関間の情報共有等の観点から調査を実施し、それらの情報をもとに課題を分析、特定する。なお、現状の調査、分析、課題特定の方法についてはプロポーザルにおいて提案すること。

② ハザード評価手法の検討（活動1-2）

前述①で分析した課題を踏まえ、フィジーにおいて災害種毎のハザード評価を所掌する機関が実施可能な評価手法を、NDMO 及びその他の実施機関と検討する。対象とする災害種は風水害及び地震津波災害から、決定したパイロット市・町において喫緊性やリスクが高いものを対象とする。なお、検討にあたっては出来る限り科学的かつ技術的根拠に依った評価手法となるよう留意する一方、他地域への展開の観点から基本的にフィジーで入手利用可能なデータや、フィジーの機関が調査可能なデータを利用することとし、大掛かりな調査や測量、解析等は本プロジェクトの投入としては実施しない。ただし、簡易なハザード評価を実施する上で必要となる地形や衛星画像データ等情報で現地にてカウンターパートによる入手が難しいものや一般に出回っていないもので、フィジー国外で入手できるものについてはプロポーザルにて提案し、別見積もりで積算すること。

③ パイロット地域における対象災害種に関するハザード評価の実施（活動1-3）

前述②で検討したハザード評価手法を用いたハザード評価をパイロット市・町において NDMO やその他の実施機関、地方自治体職員等と共に実施する。本活動の実施を通じて、後述④の「ハザード評価に関するガイドラインの策定」に必要な経験や教訓を抽出すること。

④ ハザード評価に関するガイドライン及び全国展開計画の策定（活動1-4）

前述③のパイロット市・町におけるハザード評価の実施結果をもとに、対象とした災害種毎のハザード評価手法及び実施に係るガイドライン及び全国展開計画を NDMO 及びその他の実施機関と共に策定する。ガイドラインの作成にあたっては、フィジーの全地域で適用又は活用が可能な内容となるよう留意する。また、フィジー政府や他ドナー等が作成した既存ツールやガイドライン、マニュアル等がある場合はこれらを活用、改訂する等して効率的に行うこと。

全国展開計画は、本プロジェクトで完了したパイロット市・町における一部災害種のハザード評価結果を踏まえて今後実施すべきものについて、実施機関、実施する地域、実施スケジュール、必要な予算措置、今後さらに精緻化が必要なハザード評価手法及び箇所等を検討し、整理すること。

(3) 成果2に関する活動

① 地方防災計画のあり方、策定方法及び普及体制の検討（活動2-1）

フィジーの市及び町における地方防災計画に含まれるべき内容とその策定及び普及方法をNDMOと検討する。フィジーでは応急対応に係る計画が策定されたことがあるものの、抑止・減災に係る地方防災計画はこれまで策定されていないことから、前述5（5）の実施方針にもとづき、パイロット市・町における地方防災計画の策定に係る方針をNDMOと検討、決定すること。なお、地方防災計画の内容や普及方法について具体的な案がある場合はプロポーザルにおいて提案すること。

② 実践的な策定プロセスを用いたパイロット地域における地方防災計画の策定

上記①で検討した内容を踏まえ、フィジー側と合意したパイロット市・町において、市・町の職員とNDMO及びその他の実施機関の職員と共に地方防災計画の策定を行う。本活動の実施を通じて、後述④の地方防災計画の策定に係るガイドライン策定に必要な経験や教訓を抽出すること。

③ パイロット地域で策定した地方防災計画における優先事業の実施に係る技術的支援の実施（活動2-3）

パイロット市・町に対し、前述②で策定した地方防災計画において優先事業とされた事業実施に係る技術的な助言を、NDMO及び防災関係機関と共に実施する。具体事業の実施に係る資金については本プロジェクトの対象外となる。

④ 地方防災計画の策定に係るガイドラインの策定（活動2-4）

パイロット市・町における地方防災計画策定の結果を踏まえ、地方防災計画の策定・レビュー・改訂に係るガイドラインを策定する。策定にあたっては前述③で抽出した経験や教訓を反映させるとともに、フィジーの他の市・町でも活用可能なガイドラインとなるよう留意すること。

⑤ 地方防災計画の策定・実施・改訂を全国展開するための実施計画及びモニタリング評価手順の策定（活動2-5）

地方防災計画をパイロット市・町以外へ展開するための実施計画と、その計画の実施をモニタリング評価するための手法を、NDMO及びその他の実施機関と共に策定する。

実施計画は、実施スケジュール、必要な予算と確保のための計画、NDMO及びその他の実施機関の責任範囲に関する項目が含まれるように留意すること。

モニタリング評価手順は、各市・町における計画策定の進捗、計画の内容、予算配分、計画の実進捗等に係る情報を定期的に収集し、サポートが必要な地方自治体に対してはNDMOやその他の実施機関が対策を講じる仕組みまでを考慮すること。

(4) 成果3に関する活動

① 国家レベルにおける防災事業の計画、実施、モニタリング及び改訂に係る体制や能力に関する現状と課題の整理（活動3-1）

国家レベルにおける防災事業の計画、実施、モニタリング及び改訂に係る体制や能力に関する現状について調査を実施し、その情報をもとに課題を分析、特定する。調査や分析にあたっては、以下の点に留意すること。なお、現状の調査、分析、課題特定の方法についてはプロポーザルにおいて提案すること。

(ア) 国家防災政策にリストアップされた優先アクションの進捗状況

- (イ)国家開発計画（National Development Plan。2017 年発表）や国家適応計画（National Adaptation Plan。2018 年発表）等の他の国家政策や計画における防災関連アクション
- (ウ)関係機関が実施する事業に対して防災の主流化や配慮を促進するために有効と考えられる既存及び新たな施策

② 防災及び気候変動に関連する国家計画・政策等を踏まえた防災事業実施のための実践的なロードマップの作成（活動 3-2）

前述①で分析した課題を踏まえ、国の防災事業実施のための実践的なロードマップを NDMO 及びその他の実施機関と共に作成する。ロードマップの体裁や内容はフィジー側と協議の上で決定する。ただし、優先的に実施する事業、実施機関、実施スケジュール、予算措置等といった実際の事業実施を推進するために必要な項目を含める。

なお、優先的に実施する事業は国家防災政策の 122 のアクション項目を基本とするが、前述①の調査結果を踏まえて必要があればフィジー側と協議の上で修正や追加を行うこと。また、他計画で優先とされている防災関連の事業等、本プロジェクト期間中に予算措置や実施が見込まれる又は既に行われている事業を採用し、後述③のモニタリング体制の構築に活用する。加えて、成果 2 で策定したパイロット市・町で策定した地方防災計画において優先事業となった取り組みについてもロードマップに採用し、実施の見通しを立てること。

③ 防災事業計画、実施、モニタリング及び改訂に係る仕組みの構築（活動 3-3）

前述②で作成したロードマップの実施監理に係る手法や体制を NDMO 及びその他の実施機関と共に検討する。具体的には、ロードマップに記載された優先事業の実施状況を定期的にモニタリングするためのフローや体制案、及びそれを実施するために必要なツール案を検討し、フィジー側と協議の上で決定する。仕組みの構築にあたっては、ロードマップに含めた事業を最低一つ、実際の進捗から予算措置、進捗管理を実施し、機能するかを検証すること。なお、具体事業の実施に係る資金については本プロジェクトの対象外となることから、フィジー又は外部資金の措置が見込まれる事業を選定し、モニタリングを実施する。また、後述④の関係機関会議の結果、体制や実施フロー等に変更が必要となった場合は、適宜反映を行う。

④ 中央防災委員会下における防災事業計画、実施、モニタリングに係る関連機関協議の実施（活動 3-4）

6（4）②のロードマップ作成及び③の仕組みの構築及びモニタリングを実施するため、国家災害管理委員会（National Disaster Management Council）の枠組を活用した関連機関間の協議を NDMO と共に定期的に開催する。同委員会下の減災・抑止委員会（Mitigation & Prevention Committee）を実施主体として想定しているが、近年この委員会は開催がされていないことから、メンバーや開催方法については NDMO と協議の上で進めること。

⑤ 関連機関による活動に対する防災主流化の支援（活動 3-5）

その他の実施機関が行う活動に対して、防災の主流化を促進する方法を NDMO と共に検討し、実施する。具体的には下記の取り組みを想定するが、6（4）①の分析の結果を踏まえ、追加または変更が必要な場合は NDMO 及びその他の実施機関と協議の上、内容を決定すること

- (ア)公共セクター投資プログラム（Public Sector Investment Program : PSIP）の

内容改善及びハザード評価結果の反映

(イ)市・町が実施する建築申請及び承認プロセスの改善

(ウ)市・町が策定する開発計画及び土地利用計画へのハザード評価及び地方防災計画の内容の反映

⑥ 防災白書の発刊体制の整備（活動 3-6）

フィジーにおける防災白書の定期発刊に係る体制について NDMO 及びその他の実施機関とともに検討し、2021 年度から発刊する。現在、フィジーでは防災に関する定期的なレポートは発行されていないことから、定期的に災害の発生状況や政府の防災の取り組みなどを発信することを通じて、NDMO の情報収集及び分析能力強化とフィジー国民への裨益を目指す。コンサルタントは、発刊に向けた内容やデザインの検討、関係機関からのデータ収集、継続した発刊体制の構築等について先方政府による実施を支援する。なお、防災白書の内容についてはフィジー側と協議して決定するが、プロジェクト終了後もフィジー側が自律的に発刊を継続できることを第一とし、情報量や発刊に係る業務量に留意して検討すること。

【第 2 期：2022 年 11 月～2024 年 3 月（17 か月）】

（1）全体に係る活動

① 業務計画書の作成・協議

コンサルタントは共通仕様書に基づき、業務計画書（和文）を作成し、契約日の 10 営業日以内に JICA に対して提出し、承諾を得る。

② ワークプランの作成・協議

本プロジェクトにかかる経緯、詳細計画策定結果並びに業務計画書等を踏まえ、プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画を作成し、ワークプラン（案）として取りまとめ、第 2 期の初回現地派遣までに JICA に説明・協議し、必要に応じて修正する。その後、第 2 期の初回現地派遣時にフィジー側関係者へ説明を行った後、ベースライン調査（下記③参照）の結果を踏まえて修正したワークプラン（案）を、第 2 期の初回 JCC にてフィジー側と協議の上、合意する。

③ 事業効果測定のためのエンドライン調査の実施

事業効果を測定することを主目的に、PDM の指標に係るデータを収集するための簡易なエンドライン調査をプロジェクト終了 3 か月前を目処に実施する。取りまとめた調査結果は提出する報告書等に記載する。なお、PDM の指標以外に収集すべきデータがある場合はその内容と理由を含めてプロポーザルにて提案すること。また、本業務については現地に経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等がある場合、それらの機関や組織に再委託して実施できるとし、その費用を本見積りに含めること。

（2）成果 1 に関する活動

① ハザード評価に関するガイドライン及び全国展開計画の実施支援（活動 1-4）

第 1 期に策定した災害種毎のハザード評価手法・実施に係るガイドラインの使用状況及び全国展開計画の進捗状況を踏まえ、NDMO 及びその他の実施機関に対して実施促進のための技術的な助言・指導を行う。また、ガイドラインや全国展開計画に改訂が必要な場合は、フィジー側と協議の上で内容を改訂する。

(3) 成果2に関する活動

- ① パイロット地域で策定した地方防災計画における優先事業の実施に係る技術的支援の実施（活動 2-3）

パイロット市・町に対し、策定した地方防災計画において優先事業とされた事業実施に係る技術的な助言を、NDMO 及び防災関係機関と共に実施する。なお、具体事業の実施に係る資金については本プロジェクトの対象外となる。

- ② 地方防災計画の策定・実施・改訂を全国展開するための実施計画及びモニタリング評価手順の実施支援（活動 2-5）

第1期に策定した地方防災計画をパイロット市・町以外へ展開するための実施計画と、その計画の実施をモニタリング評価するための手法に基づいたNDMO 及びその他の実施機関による全国展開及びモニタリング評価の実施状況を把握する。その上で、実施促進のための技術的な助言・指導を行う。また、ガイドラインや全国展開計画に改訂が必要な場合は、フィジー側と協議の上で内容を改訂する。

(4) 成果3に関する活動

- ① 防災事業計画、実施、モニタリング及び改訂に係る仕組みの検証及び改善（活動 3-3）

第1期において検討したロードマップの実施監理に係る手法や体制について、NDMO 及びその他の実施機関と共にモニタリング活動を通じて検証する。検証にあたっては、第1期でロードマップに含めたモニタリング対象事業の実際の進捗から予算措置、進捗管理を実施した結果を踏まえ、第1期に構築した仕組みが機能するかを検証し、体制や実施フロー等に変更が必要となった場合は反映を行うこと。

- ② 中央防災委員会下における防災事業計画、実施、モニタリングに係る関連機関協議の実施（活動 3-4）

第1期にて立ち上げた国家災害管理委員会の枠組を活用した関連機関間の協議を、NDMO と共に引き続き開催する。本協議ではロードマップの実施モニタリングが順調に行われるようNDMO がファシリテートすることを支援するとともに、プロジェクトが終了する次年度以降において、フィジー側が自律的に同会議の開催を継続するための提言や助言を整理し、事業完了報告時に先方政府側へ提言すること。

- ③ 関連機関による活動に対する防災主流化の支援（活動 3-5）

第1期においてNDMO と共に検討したその他の実施機関が行う活動に対する防災主流化の促進手法について、引き続きNDMO 及び関係機関と共に実施する。

- ④ 防災白書の発刊体制の整備（活動 3-6）

NDMO が2023年度版の防災白書を発刊することを支援する。これまでの本プロジェクトにおける発刊時の経験を踏まえ、改善点が出てきた場合はそれに応じて発刊体制や内容をNDMO とともに改善するとともに、プロジェクトが終了する次年度以降において、フィジー側が自律的に発刊を継続する提言や助言を整理し、事業完了報告時に先方政府側へ提言すること。

7 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。

期	報告書	時期等	言語・部数
第一期	業務計画書 (共通仕様書の規程に基づく)	第一期契約締結後 10 日以内	和文 3 部 電子データ (メール等による送付)
	ワークプラン	第一期契約締結後 1 か月以内	英文 3 部 電子データ (メール等による送付)
	Monitoring Sheet	プロジェクト開始後 1 か月以内及びプロジェクト開始後 6 か月ごと	各 Monitoring Sheet につき英文 3 部
	プロジェクト進捗概要資料	Monitoring Sheet 提出と同じ	和文・英文 電子データ (メール等による送付)
	業務完了報告書 (第一期)	第一期契約終了時	和文 5 部 英文 10 部 CD-ROM 3 部
第二期	業務計画書 (共通仕様書の規程に基づく)	第二期契約締結後 10 日以内	和文 3 部 電子データ (メール等による送付)
	ワークプラン	第二期契約締結後 1 か月以内	英文 3 部 電子データ (メール等による送付)
	Monitoring Sheet	第一期の最終提出から 6 か月後及びその後 6 か月ごと	各 Monitoring Sheet につき英文 3 部
	プロジェクト進捗概要資料	Monitoring Sheet 提出と同じ	和文・英文 電子データ (メール等による送付)
	業務完了報告書 (全体)	プロジェクト終了時	和文 5 部 英文 10 部 CD-ROM 3 部

プロジェクト進捗概要資料は、プロジェクトの概要及び進捗を対外的に分かりやすく説明することを目的に A3 一枚程度で現地活動の写真や図を用いて作成する。

プロジェクト業務完了報告書については、製本することとし、報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の使用については、「コンサルタント等契約における報告書の印

刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。その他の報告書等は簡易製本及び電子媒体での提出とする。

各報告書の記載項目（案）は、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

（２）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、Monitoring sheet 又は業務完了報告書に添付して提出することとする。各資料の作成に当たっては、記載項目について適宜 JICA とコンサルタントで協議、確認すること。

- ① ハザード評価に係るガイドライン
- ② ハザード評価の展開計画
- ③ 地方防災計画策定に係るガイドライン
- ④ 地方防災計画の展開計画
- ⑤ 国家防災事業のモニタリング実施ガイドライン
- ⑥ 防災白書
- ⑦ 国際会議等における成果発信資料

（３）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは共通仕様書第 7 条に基づき、国内外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含むコンサルタント業務従事月報を JICA に提出する。月報の記載にあたっては、具体的かつ分かりやすい内容となるよう留意すること。なお、先方政府と文書にして合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真（あれば）
- ③ 業務フローチャート

（４）その他提出物

- ① 防災情報
JICA が定める様式によりフィジーの防災に係る基礎情報をとりまとめ、情報更新の上、プロジェクト開始後 1 年ごとに提出する。
- ② 議事録等
先方政府との間で、プロジェクトの進捗や計画の変更等に係る重要な議題に関する協議を実施した際は議事録を作成し、JICA に速やかに提出する（活動の中で日常的に行う協議ややり取りについては、概要を月報へ記載すること）。JICA が別途開催する本プロジェクトに関連する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、JICA が指定する様式により A4 版 4 枚以内に取りまとめ、会議開催後 3 営業日以内に JICA に提出する。
- ③ 先方政府への提出物
フィジー政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに JICA に提出する。

第4 業務実施上の条件

1 業務工程計画

本契約は、2020年2月に開始し、期間は約50か月とする。

(1) 第1期：2020年2月上旬～2022年10月下旬

(2) 第2期：2022年11月上旬～2024年3月下旬

このため、第1期の契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について当機構が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

2 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途 65.17M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は、以下に示す分野を担当するコンサルタントの配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切なコンサルタントの配置、構成をプロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付を提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 業務主任／防災行政（2号）
- ② 防災事業管理
- ③ 地方防災計画（3号）
- ④ 災害リスク評価（3号）
- ⑤ 風水害
- ⑥ 地震津波災害
- ⑦ インフラ設計／建築基準
- ⑧ 地形図／GIS

3 対象国の便宜供与

2019年10月9日に署名したR/Dに基づき、カウンターパートの配置、事務所スペースの提供等が確保される。その他一般的な情報提供が得られる予定。

4 配布資料／閲覧資料

(1) 配布資料

- ① フィジー「防災の主流化促進プロジェクト」詳細計画策定結果
- ② 署名済みR/D
- ③ 8 STEPS –Practical Method for Developing Local DRR Strategies/Plans-

(2) 公開資料

- ① 仙台防災枠組 2015-2030
http://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframeworkfordrren.pdf
- ② 仙台防災枠組の指標及び用語集
http://www.preventionweb.net/files/resolutions/N1702972_en.pdf
http://www.preventionweb.net/files/50683_oiewgreportenglish.pdf
- ③ 仙台防災枠組モニタリングに係るテクニカルガイダンス
<https://www.UNDRR.org/we/inform/publications/54970>

5 機材調達

本プロジェクトにて機材供与は予定していないが、必要と判断される機材がある場

合についてはプロポーザルで提案すること。（ソフトウェアについては、ライセンス更新も含めた価格や仕様を検討し、提案すること）。なお、購入する全ての機材等は、コンサルタントが購入、持参し、本業務終了後は、フィジー側への譲渡を想定する。コンサルタントは必要な機材購入費及び輸送費について見積もることになるが、その際、機材費の合計金額については1,500万円を上限とする。なお、金額については見積価格を分けて提示すること。

コンサルタント調達分については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」(2017年6月)に従い、受注社はニーズ把握・機材選定、機材仕様書作成、機材調達、輸出手続き、現地陸揚げ港などの輸送を一貫して行うこととする。

本契約において、本邦調達する機材について、コンサルタントは外国為替及び外国為替法（外為法）及び輸出に関するその他法令により規制対象の該非判定を行い、輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、コンサルタントが当該国に持ち込み本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

6 現地再委託

プロジェクト活動に係る業務のうち、前述6(1)③の調査について、現地に経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等がある場合、それらの機関や組織に再委託して実施することができる。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業務の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、見積もりについては本見積もりにて計上すること。

7 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICA フィジー事務所、在フィジー日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また JICA フィジー事務所と常時連絡が取れる体制を整え、特に地方にて活動を行う場合は、安全状況、移動手段等について同事務所と緊密に打合せを行うよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先だち業務従事者を外務省「たびレジ」に登録すること。

8 その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算の必要はない。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談

窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

(3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。